

第 25 回松本清張研究奨励事業
研 究 報 告 書

『松本清張文学研究——「法」の問題を中心に——』

孫 平

2024年6月

裁判事件や法律を描く文学作品は裁判物、裁判小説、法廷小説、法廷ミステリーなどの用語で定義され、語られてきている。古代から現在まで、法制度自体の変遷及び裁判審理における裁き方自体の変化に伴い、裁判の意味合いも変わってきた。また、裁判制度の確立、沿革や整備及び大衆の法意識の誕生・変化に伴い、文学作品に描かれる裁判や法の表象の意味も無論変わるのである。これらの作品は往々にして実際の裁判事件や裁判記録を取材し、事件記録や裁判空間を忠実に再現するだけでなく、現実の資料を活用しながらも、フィクションとしての側面を限りなく探求している。したがって、裁判事件や法を小説として描くことは社会的現実を再構築する文学行為であると言える。

本研究報告書は、主に松本清張文学における「法」の問題を扱う作品に着目し、それらの作品に描かれる法の機能、裁判事件の多様性を検討するとともに、「法」の問題を描く作品と清張の社会派推理小説との関わり及びその日本裁判小説史上での位置付けを明らかにすることを目的とする。本報告書は、裁判や法を描く小説が一つのジャンルとして成立する流れ、「法廷ミステリー」という呼称の定着、清張と法、裁判事件との関わり、清張法廷ミステリーの特徴などによって構成されている。

一、裁判物の成立と変容

裁判が国民にとって身近なものとなり、素人批評であっても批判することが可能な対象となったのは、国民の裁判に参加する権利が保障されて以降のことである。こうした状況を背景に、司法空間との距離感が縮まり、裁判事件、弁護士や裁判官などを描く小説が流行ることになったが、実はそれ以前に、裁判や審判を対象とする記録や文学様式がすでに存在していた。

例えば、神話の時代ではあるが、上代の社会における裁判のあり方について、法学者の瀧川政次郎は以下のように指摘している¹。

神代と呼ばれた我が国の上代に於いては、法即ちノリは、神官祝人が憑依によって神意を啓示するノリゴト（宣詞）であり、ツミは神慮に戻るツミ、ケガレであって、大祓の祝詞に天津罪、国津罪として挙げられているものの中には、今日の犯罪にあたるものもあるが、マガツミ即ち単なる災禍も含まれている。ところが、大陸半島の文化の影響によって人智が開発し、神々の神威が稍衰えた上代末期には、ノリは地上の支配者の定める法となり、ツミは国家社会の法秩序を紊す行為となった。従ってツミに対して科せられたクガダチやハラヒ（祓）がだんだん刑罰に進化し、神法的裁判官であったトキベは、追々俗法的裁判官の性質を濃化していった。

すなわち、神話から抽出された仮想的存在ではあるが、原始国家では、法は神意を伝え、ツミは神の忌み嫌うことをする行為であり、法でツミを罰することは神の制裁、即ち裁判は神判であると考えられていた。したがって、裁く行為を施行する神官は証拠に基づいて合理的な量刑を下すのではなく、神の權威の代弁者にすぎないのである。この時代の天津罪、国津罪と呼ばれる罪の意識にはすでに現代的な犯罪の観念の雛形が含まれていたのである。

その後、唐から律令制度が日本に伝わるが、社会背景の異なる中国社会に生まれた制度や法体系であるゆえ、当時の日本社会とは適合せず、平安時代には崩壊の傾向を示してい

¹ 瀧川政次郎『裁判史話』乾元社、昭和26年9月、13～14頁。

た。しかし、利光三津夫が「律令の裁判制度は、中古末期にはすでに検非違使庁の裁判制度に取って代られ、さらに武家時代の裁判制度へと移行していった。しかし、検非違使庁の裁判制度は、律令の制度から脱化したものであり、鎌倉・室町の武家の裁判も、その基本的な原則は、律令裁判制度のそれを承けついでいる」²と指摘しているように、唐からの律令制度は様々な受容と変革を遂げ、後世の日本の司法制度に永く、深い影響を与えた。律令制度の伝来をきっかけに、上代社会の神の権威が弱くなり、法は国家の支配者が定めるものとなり、ツミは「国家社会の秩序」を紊乱する行為となったのである。こうして、近代的な意味で裁判と呼ばれることができる形式が次第に生まれる素地が形成されたとと言えるだろう。

上代において、近代の裁判における犯罪の観念に当たる罪の意識や裁きの雛形がすでに育まれていたが、桑原朝子が指摘するように、日本で裁判や犯罪を描く文学様式が生まれ読者層を獲得し、広く認識されるようになったのは「中国の裁判・捜査の手引書や公案小説といわれる裁判小説の翻訳・翻案を通じて、従来の日本文芸に類を見ない「裁判物」と呼ばれる名裁判話集が次々と生み出された」³江戸時代からである。桑原によると、当時、中国の公案小説が翻案された際には、「経世有用」の学問の必要性が強調され、手引書としての実用性・有用性が重視されていた。公案小説の影響を受け、形成された日本の裁判物の特徴は、犯人に与える体罰がなくなり、儒教の勸善懲悪の考え方が記述されたが、教化的な意味が乏しくなり、裁判官の権威が唱えられたなどの点が挙げられる。

麻生磯次は大岡政談を中心に、日本の裁判物における中国の公案小説の影響を解明した。具体的な影響について、麻生は「棠陰比事・包公案・櫻陰比事・藤陰比事等、諸種の裁判物の先行作から学んだ趣向が少くないのである。即ち大岡政談の大半は事実の集積ではなく、寧ろ諸種の単純な物語が有機化された謂わば複合的物語とも称すべきもの」であり、「則ち事実の記録とは縁遠いもので、謂わば裁判小説とも称すべき性質のものである」と指摘している⁴。つまり、江戸時代から、中国からの公案小説の翻訳、翻案を通して、当時すでに存在している裁判事件の記録や事実を偏重する説話などの形式は次第に変容し、内容が豊かになり、小説としての物語性が付与され、裁判小説のフィクションの一面が顕在化するようになったのである。また、前述した桑原の調査から、『棠陰比事』や公案小説に共通して見られた、「真実を突き止め、不正や冤罪をなくすことを裁判の究極目的とする理念」が「裁判を受ける側の民衆にまで広く受け入れられ、彼らの間に、漠然としたものではあっても、一定の「裁判観」と呼びうるものが形成された」ことがわかる。こうした文学の変容は大衆の「裁判観」の誕生及び変化にもつながると言えるだろう。

また、松村美奈「近世裁判小説の書誌調査報告 江戸川乱歩旧蔵書を中心に」(『愛知大学短期大学部研究論集』(39)、2016年12月)が紹介するように、裁判小説という性格は近世文学にも既に見られる。明治期には岡野碩『裁判小説・秋暮嘆』(春陽堂、1888(明治21)年2月)や探偵小説の黒岩涙香『裁判小説・人耶鬼耶』(小説館、1888(明治21)年12月)、稽照子『裁判小説・三人無指』(鳳林館、1894(明治27)年1月)など「裁判小説」を冠した作品がある。大正期以降にも、裁判や法律を描く作品は数多くあり、例えば、菊池寛の評論、大岡越前を描く時代小説や活劇や裁判物、芥川龍之介の「藪の中」のような作品、富澤有為男の弁護士を主人公とする法廷小説などが挙げられる。

本報告書には、松本清張の法や裁判を描く小説を語るにあたって、裁判小説や法廷ミ

² 利光三津夫『裁判の歴史』志文堂、昭和39年5月、はしがき。

³ 桑原朝子「近世日本における裁判観の形成と変容」『北大法学論集』58(3)、2007年9月、335～362頁。

⁴ 麻生磯次「裁判物の展開と支那文学の影響」『江戸文学と支那文学 近世文学の支那的原據と読本の研究』三省堂、1946年5月、257～306頁。

ステリーなどの呼称を用いる。ここまで確認してきたように、裁判や法を描く文学は、裁判小説や法廷ミステリーという一つの文学ジャンルとして正式的に語られる以前に、すでにそのような文学形式やジャンル意識が存在したが、各時代における文学の意味合いは違うのである。

二、裁判小説、法廷ミステリーという呼称の定着

近年、松本清張の法や裁判事件を描く作品を語る際、法廷ミステリーという用語がよく使われている。もともと法廷ミステリーは欧米の弁護士を主人公とするリーガル・サスペンスなどの小説によく用いられたという印象が強い。例えば、アメリカの作家 E・S・ガードナーの推理小説「弁護士ペリー・メイスン」シリーズがある。このシリーズの物語は主に刑事事件を担当する弁護士ペリー・メイスンの事件捜査、裁判での弁護場面を描き、日本語に翻訳されたとき、「法廷ミステリー」というジャンル名で規定された。なお、清張の蔵書調査を通して、ガードナーの「傾いたローソク」（早川書房、昭和 34 年 5 月）、「検事他殺を主張する」（早川書房、昭和 32 年 5 月）、「奇妙な花嫁」（早川書房、昭和 31 年 10 月）、「大胆なおどり」（早川書房、昭和 34 年 9 月）などの翻訳作が確認できる。清張はどのようにこれらの書籍を入手したのか、また、実際に読んだのかはまだ確認できていないが、このような物語に対する清張の関心の一面を窺うことができるだろう。

1997 年 10 月、リブリオ出版から『ポピュラーミステリーワールド』大活字本・全 15 巻が刊行され、松本清張、坂口安吾、高木杉光、島田一男、森村誠一、西村京太郎など合計 15 名の作家にそれぞれ一巻が当てられている。出版社側によって「戦前の探偵小説から推理小説へ——。一挙に本格化した戦後のミステリー文壇の巨匠、異色作家たちの名作を収載した、大きな活字のミステリーシリーズ第 2 弾です。社会派ミステリー、トラベルミステリー、法廷ミステリー、歴史ミステリー、企業ミステリーなど、さまざまな分野に発展してきた日本の推理小説。それらの黄金時代を築きあげた人々の、味のある作品 54 編が収められています。日本の現代ミステリーの楽しみは、ここからはじまります」⁵と本シリーズの特徴は紹介されている。本シリーズの一冊目は松本清張の巻で「駆ける男」、「巻頭句の女」、「一年半待て」という三作を収録している。同シリーズにおいては「法廷ミステリー」という用語が使われるが、特に松本清張の作品を指しているわけではなく、テーマ別に日本の推理小説を細分化したものにすぎない。

また、同じ大活字本のテーマ別編集として、『もだんミステリーワールド』というシリーズもある。「戦後の探偵小説」、「推理小説」とは区別し、「もだんミステリー」と言う呼称はいかにも新鮮味に富み、その呼称には読者の興味を掻き立てようとする出版社側の企みがあると言える。

図書館流通センターに勤め、図書の編集や出版に長く携わってきた尾下千秋は、作品の再刊に際し、出版社が作品の「グループ化をはかり、ある程度ボリュームをもたせてカタログに重みをつけることや、流通システムに合わせた情報にすること」⁶など、読者の購買意欲を促すような戦略が取られたことを指摘している。「社会派ミステリー、トラベルミステリー、法廷ミステリー、歴史ミステリー、企業ミステリー」などの呼称が使われたのもこうした戦略の一環である。なお、これらの「テーマ別」、「シリーズ別」の呼称は特定の読者層に向け、彼らの購買意欲を高め、出版流通に使われ始めたごく現代的な言い方

⁵ 尾下千秋『変わる出版流通と図書館』日本エディタースクール出版部、1998 年 8 月、55 頁。

⁶ 注 5 尾下に同じ、52 頁。

だと考えられる。しかし、「流通システムに合わせた」販売戦略のための用語や概念であったとしても、そうした呼称が流通してしまえば、推理小説の下位概念として捉えられ、一つのジャンルとして研究や批評の対象として機能するようになったと言えるのである。

2010年3月、徳間書店は『法廷ミステリー傑作集 判決』を発行し、松本清張、小杉健治、夏樹静子、中嶋博行、土屋隆夫、横山秀夫の作品を収録した⁷。このシリーズではじめて、松本清張の作品は「法廷ミステリー」という用語で語られたのである。同書の編者である山前譲は、次のように述べている⁸。

高木彬光『破戒裁判』（一九六〇）や大岡昇平『事件』（刊行は一九七七年だが、初出は一九六一―六二年）、あるいは弁護士で一九六二年に江戸川乱歩賞を受賞した佐賀潜氏の諸作など、先駆的作品はいくつか書かれていたけれど、日本において法廷ミステリーがひとつのジャンルとして意識されだしたのは、和久峻三氏の赤かぶ検事シリーズの第一作『疑わしきは罰せよ』が一九七六年に刊行されてからである。

同シリーズの「釣りミステリー」、「鉄道ミステリー」、「NEKO ミステリー」などの用語も前述した「法廷ミステリー」、「トラベルミステリー」などと同じように、推理小説を「テーマ別」のカタログで細分化したものである。

徳間書店の『法廷ミステリー傑作集 判決』から六年後の2016年には、双葉社から『松本清張ジャンル別作品集』シリーズが発行された。そこでも「武将列伝」、「捕物帖」、「美術ミステリ」、「犯罪小説」、「社会派ミステリ」とともに、「法廷ミステリ」と名付けられた一冊が刊行されている。解説を書いた郷原宏は、「法廷ミステリはその名のおり法廷を舞台にした推理小説のことですが、最近では裁判や法律を扱った推理小説を総称して法廷ミステリと呼ぶようになりました」と「法廷ミステリー」というジャンル名を具体的に説明した上で、清張の「法廷ミステリー」には「法廷における論理と証明のドラマよりも、犯行の動機や被告の心理に重点を置くことによって、現行の法制度の矛盾や問題点を浮彫にする」⁹といった特徴のあることを指摘している。

「法廷ミステリー」という総称的な呼称が使用される以前に、すでに確認したように法や裁判を描く文学のジャンル意識及び文学形式がすでに存在し、それらは時代の変化や外国文学の受容に伴って、絶えず変容をとげているという状況があった。今日のように裁判事件が小説の対象となり、「裁判小説」や「法廷ミステリー」として広い読者層を獲得し、一つのジャンルとして定着した背景には、様々な要因が絡んでいる。こうした要因を考える上で、齊藤勝が指摘した昭和初期の陪審制度の実施状況下における総合誌と文芸誌での〈文学〉と〈法律〉の共演ぶりは注目に値する¹⁰。また、現実の陪審制度と文学の関係については、横井司『『維納の殺人容疑者』のスタンス』も参考となる。横井は『維納の殺人容疑者』（『改造』、1932年3月～9月）、甲賀三郎『支倉事件』（『読売新聞』、1927

⁷ 具体的な作品としては松本清張「奇妙な被告」、小杉健治「手話法廷」、夏樹静子「証言拒否」、中嶋博行「鑑定証拠 使用凶器 不明」、土屋隆夫「死者は訴えない」、横山秀夫「密室の人」がある。なお、本作品集を含め、同一編集者の山前譲のシリーズとしては『釣りミステリー傑作選 殺意の海』（2003年9月）、『全席死定 鉄道ミステリー名作館』（2004年3月）、『葬送列車 鉄道ミステリー名作館』（2004年4月）、『愛憎発殺人行 鉄道ミステリー名作館』（2004年5月）、『NEKO ミステリー傑作選 ねこ！ネコ！猫！』（2008年10月）、『法廷ミステリー傑作集 判決』（2010年3月）がある。

⁸ 山前譲「解説」『法廷ミステリー傑作集 判決』、株式会社徳間書店、2010年3月、377頁。

⁹ 郷原宏「解説 社会派法廷ミステリの精華」本書に収録された作品は「証言の森」、「脊梁」、「一年半待て」、「晩景」、「奇妙な被告」の五篇である。『松本清張ジャンル別作品集4 法廷ミステリー』双葉社、2016年10月、288頁。

¹⁰ 齊藤勝「昭和初期の陪審制下における〈文学〉と〈法律〉」『東洋大学大学院紀要』（45）、2009年3月、113～131頁。

年1月～6月)、山本禾太郎『小笛事件』(『神戸新聞』『京都日日新聞』、1932年7月～12月に「頸の索溝」の題で連載)などの作品を「犯罪実話小説」の系譜とし、中でも『維納の殺人容疑者』を、「審理の進行をひたすら追い続け」た作品で、「陪審制を描くという意味において、日本の法廷推理小説史上のひとつの成果として見逃せない」¹¹と指摘している。

江戸文学以来の裁判物の系譜に加え、齊藤が指摘するメディア事象や横井が指摘する犯罪実話小説の系譜も、「法廷ミステリー」という用語に先行して一種のジャンル意識が潜在的に機能していた一端と考えられる。それだけでなく、そうした「法廷ミステリー」以前のジャンル意識が、陪審制度の施行という時代の現実に呼応し、メディアと結託するかたちで作品化が図られた点も注目される。陪審制度の実施に伴い、メディアと文学が共闘することで、文学がその商品としての商品性を高めた点は、出版資本がジャンルを規定し流通させることで読者と文学ジャンルを共有することになる「法廷ミステリー」の原型とも呼びたくなる事象である。ちなみに、徳間文庫版『法廷ミステリー傑作集 判決』の出版を促したのは、「二〇〇九年五月より裁判員制度が実施されたことにより、にわかに裁判への関心が高まっている」¹²という社会状況であった。

日本の陪審法は、1923(大正12)年に制定され、五年間の準備期間を経て、1928(昭和3)年から実施され、1943(昭和18)年に「陪審法ノ停止ニ関スル法律」で停止となる。制定時に清張は14歳で、施行時には19歳、停止時には34歳であった。清張の「半生の記」や関連年譜によれば、制定時は、「法律の知識が少しあるので裁判所によく出入りをして」、「政治知識」を「ひけらかしていた」という父親が、小さな飲食店を開業した時期であり、施行時は、芥川や菊池などを愛読しながら地元企業の文学青年たちと文学サークルで習作を書いていた時期に重なる。施行翌年の1929(昭和4)年3月には、文学仲間が「戦旗」などの雑誌を持っていたことから清張にも嫌疑が及び、小倉警察署に連行留置され、自宅も搜索されている。「半生の記」には、「思想犯関係」として目をつけられ、十数日に及ぶ拷問の上、釈放後も、しばしば刑事が訪問したとあるので、刑事犯を対象とする陪審制の問題は、けっして他人事ではなかった。「半生の記」によれば、「留置所から家に戻ってみると」、清張の「本」(文学)は、法律と政治が好きな父親によって「ことごとく」「焼かれてしまっていた」という。清張が文学青年だったという理由で、齊藤や横井が指摘する文学事象にも関心を持っていたとまでは言えない。「法律の知識」が少しあり、「政治知識」をも持つ父親は「法律」で息子の権利を守ろうとしたのではなく、警察に媚びへつらい、清張の文学の夢を捨てさせたのである。警察署での留置事件は、清張にとって、初めて文学、法律、司法権力の現実を考えさせる契機となったのではないだろうか。こうした体験から、清張は、陪審制や警察など法と政治の現実が、文学と関係し文学的な主題となり得ることを、自身の身にしみる体験として十分に認識したのではなかろうか。

もちろん、清張は、出版資本によって「法廷ミステリー」として用意された総称的なジャンルを前提に作品を書いたわけではない。そうした総称的なジャンル化が用意される以前に、自身の体験の結果として「法廷ミステリー」に括られることになる作品を書いていたのである。それらは、「法廷ミステリー」というジャンルの前提がないことで、「法廷ミステリー」としては未分化で流動的な要素を多分に含むことになる。こうした用語の問題性は、社会派推理小説という用語においても同様である。たとえば、『点と線』は、当初から社会派推理小説というジャンルを前提に書かれたわけではない。しかし、いったん批評や出版資本にとってこの作品が利用可能と認められると、そうしたジャンルを代表

¹¹ 横井司「『維納の殺人容疑者』のスタンス」『維納の殺人容疑者』株式会社講談社、2005年12月、280～299頁。

¹² 山前譲「解説」『法廷ミステリー傑作集 判決』株式会社徳間書店、2010年3月、371頁。

する作品として認定されてしまうのである。また、そうしたジャンル化の下では、作者としての清張自身の意図にかかわらず社会派推理小説としての読まれ方や作品分析が行われることになるのである。

もちろん多様なジャンルの作品を書いた清張にもジャンル意識があったことは確実である。結果として「法廷ミステリー」と総称される作品群についても、そのジャンル意識は追究されなければならない。そのためには、「法廷ミステリー」として想定されるいくつかの作品を個別的事例として検討し、そこに通有する要素を見出し検討することが不可欠である。その検討の過程において、「法廷ミステリー」というジャンルを反照的に照らし出す上でも、個々の作品における未分化で流動的な要素に注目する必要がある。

三、松本清張文学と「法」の問題に関する先行研究

筆者の調査によれば、松本清張の法廷や法律を描く作品を研究対象としたのは第一回『松本清張研究奨励事業研究報告』が最初である。当該研究報告の「清張文学の基層——菊池寛の方法と立場」コラムで、新城郁夫によって、松本清張が一番焦点を当てていたのは菊池寛が大正七年前後に発表した作品だと指摘され、いち早く松本清張文学の基層に菊池寛の裁判と法制度を描く小説があることが見出されている¹³。

大正七年に発表された「無名作家の日記」（『中央公論』、大正七年七月）と「忠直卿行状記」（『中央公論』、大正七年九月）は菊池寛の文壇での地位を確固たるものにした作品であるが、彼には「若杉裁判長」（『新時代』、大正七年六月）、「盗みをしたN」（『新小説』、大正七年七月）、「ある抗議書」（『中央公論』、大正八年四月）など裁判制度や法システムを問う作品もある。実際、清張は菊池寛の「若杉裁判長」を愛読したことを度々語っている¹⁴。「裁判にゆらぐ人権」で、清張は「若杉裁判長」作品中に「裁判官が自分の考え一つで量刑を重くしたり軽くしたりすることができる」という点が描写されていることを見出し、この小説は「心証の形成」という裁判官の印象や量刑における法的に曖昧なものを描き出したとしている。

新城は菊池寛と松本清張の法制度や裁判を描く作品を挙げ、両者の特徴を以下のように述べている。

動機や犯人の背負う過去の暗闇をこそその物語の射程へと収めて、社会的な広がりの中に犯罪の成り立ちを提示するのが清張ミステリーだとするならば、その先駆けともいべき先見性をもって、犯罪という小説的素材を、特に裁判という法制度のもつ社会性の中において問い直す小説を次々と発表したのが、まさに大正七年前後の菊池寛その人なのであった。

社会の様々な歪みこそが犯罪を巡る社会的関心を煽っていく報道メディアそのものが、犯罪（者）を捏造していくという危うさを、たとえば大正七年前後という時期に、すでに提示された法廷システムへの問いかけを更に発展進化させて、戦後一貫してフィクション、ノンフィクションいずれの領域であるかを問わず、特にその広範な資料探索とドキュメンタルな方法によって追求しつづけたのが、松本清張その人に

¹³ 新城郁夫「法の臨界に向かう言葉——菊池寛から松本清張へ」『松本清張研究奨励事業研究報告』第一回、二〇〇〇年八月

¹⁴ たとえば「裁判にゆらぐ人権」（『潮』、一九六四年一月）のち『松本清張社会評論集』（講談社、一九七九年一月）に所収、「形影——菊池寛と佐佐木茂索」（『文藝春秋』、一九八二年二月～五月）、「菊池寛の文学」記念講演（『オール讀物』、一九八八年二月）、「人生」を知りたくば「菊池寛」を読みたまえ」（講演 高松市・四国新聞社ホール、一九八七年一月三十一日）のち『文藝春秋』（八九（九）、二〇一一年八月一日に所収）などに記述がある。

他ならないのである。

菊池寛と松本清張の文学実践において共通するのは、犯罪や法制度などの小説的素材を通して、犯罪者や被告本人を捉えることではなく、公的な範囲で犯罪及び判決という出来事をとらえたことである。しかし、清張は菊池寛と同じ問題意識を共有しながらも、昭和という時代にあって、たとえ同じ出来事や事象を描いたとしても、その表象的な意味は大正と必然的に異なるのであり、更に、清張は多彩な創作方法を通して、その描写の範囲を一層広げているのである。

長尾龍一は、『文学の中の法』で法学者の視点から清張作品に描かれた法思想の問題をあげ、『カルネアデスの舟板』における「古来議論されてきた難問」である「緊急避難」による違法性阻却ないし責任阻却という問題、また「期待可能性」の問題、『日本の黒い霧』で扱っている松川事件、三鷹事件、白鳥事件などの裁判事件の背後にある「権力者は法を蹂躪する」という視点、『疑惑』における「無実の罪」を着せられた主人公、『神と野獣の日』における「無法状態プラス刹那主義」という「法哲学」的問題を指摘している¹⁵。

南富鎮は、『松本清張の葉脈』で「清張文学の系譜」として「菊池寛」、「丸山真男」、「川端康成」、「張赫宙」、「魯迅」などの作家を挙げている¹⁶。さらに、現実の事件に取材した「日光中宮祠事件」、『黒い福音』、『小説帝銀事件』、「帝銀事件の謎」などには「歴史的眞実とはなにかという根源的な問題」があるとし、「日光中宮祠事件」、「上申書」、「二人の眞犯人」、「雨」などの作品に描かれた「証言・偽証・冤罪」、『点と線』、『ゼロの焦点』、『波の塔』に描かれた「自殺・失踪」などについて論じている。彼の「法と歴史と眞実」という視点から清張文学を探求する視座は示唆に富む。南は「近代の歴史学や法学がもとよりフィクションとノンフィクションという曖昧な境界のうえに存在していたがゆえである。清張はそれらの領域がもつ本質を鋭く感知し、それぞれの分野に自己の文学行為を演繹的な方法で拡大していった」と述べ、「法の論理と歴史の論理が推理小説の推理の論理と類似し」ている点を指摘し、清張はそれを自覚し、推理という方法で「法と歴史」の眞実を解明しようとしたのである¹⁷。

四、松本清張と法・裁判事件

松本清張の法律や裁判事件に関する評論及び発言は、法律制度や裁判事件に対する清張の強い関心をもの語る。清張は、言論レベルで自己の主張を唱えただけではなく、実際に裁判の支援運動にも加わり、被告人の権利などを唱える行動もしている。1950年代後半の「松川事件」は、広く社会の注目を浴びるが、その背景には広津和郎及び宇野浩二を代表とする作家たちの発言も深く関わっていた。清張も「松川事件」の審理を傍聴し、広津を応援する文章を数多く発表している。また、1973年4月、清張は佐野洋など、数多くの作家や評論家とともに、「再審・えん罪事件全国連絡会」を結成し、冤罪事件を支援した。そうした清張は、「松川事件」の判決について次のような発言をしている¹⁸。

ある作家は一部有罪を信じていたと言い、「私は作家だからフィクションと眞実の区別は出来る」「被告の供述に眞実らしいものを感じた」などと言っている。これは

¹⁵ 長尾龍一『文学の中の法』新版、慈学社、2006年9月。

¹⁶ 南富鎮『松本清張の葉脈』春風社、2017年7月。

¹⁷ 「法と歴史と眞実というフィクション——松本清張「日光中宮祠事件」『小説帝銀事件』『黒い福音』を視座にして」『翻訳の文化／文化の翻訳』(8)、2013年3月。

¹⁸ 松本清張「“黒い霧”は晴れたか」『松本清張社会評論集』株式会社講談社、1979年10月、139頁。

新聞に出た談話だから、どこまで正確に伝えられたか分らないが、もし、この通りの発言があったとしたら、作家の特権意識をこれほど露骨に出したものはなかろう。

「作家」だから真実と虚構との区別がそれほど容易に識別出来るものだろうか。冗談ではない。

清張はマスコミ報道の信頼性に懸念を示しつつも、ある作家の持つ「作家」は全ての事象を見直すことができるのだという特権意識を敏感に感じ取り、「作家」として現実の事件を扱う際に、慎重な態度を取る必要性を訴えている。また、清張は、「松川事件」の最初の判決について「要するに、当時の政治的、社会情勢のなかで、被告たちは捜査当局によって早くからマークされていたとしか思えないのである」¹⁹と指摘している。清張は、松川事件の判決は緻密な調査と論理的な審理によってではなく、「政治的」、「社会情勢」などの外部的な要素に後押しされた可能性が高いと認識しているのである。「一年半待て」（『週刊朝日別冊』、1957年4月）、「下山事件」、「帝銀事件」、「松川事件」、「白鳥事件」などの出来事の真相を「推理」する『日本の黒い霧』（『文藝春秋』、1960年1月～12月）、『昭和史発掘』（『週刊文春』、1964年7月～1971年4月）、「証言の森」（『オール讀物』、1967年8月）、『疑惑』（『オール讀物』、1982年2月）などのフィクションやノンフィクションの作品においても、このような判決を誘導する外部的な要素を強調する考え方を読み取ることができる。

清張は「裁判にゆらぐ人権」²⁰において「心証の形成」、「当事者の精神」など裁判の専門用語を解釈し、旧刑事訴訟法の代わりに新刑事訴訟法が施行されている現在においても、被告人の権利を守るために設立された「黙秘権」、「当事者訴訟」、「国選弁護人」はその役割を果たすことができていない点を指摘している。さらに、同評論は、自白、証人の証言にある虚偽など、調査から判決までの裁判事件の審理過程において冤罪が生じる経緯を指摘し、新刑訴法自体の不備や被告人と検察官側（国家権力）の立場の差異といった判決を左右する可能性のある様々な問題点を取り上げている。

また、本報告書の付録として報告者が作成した「付録一、松本清張の裁判事件に関する評論、対談、記事一覧」に見られるように、清張は司法権や司法問題など幅広い領域に関心を示している。憲法公布二十五周年に際し、清張は講演を行い、若者の憲法への関心を喚起し、憲法は戦後アメリカに押し付けられたものであるが、すでに「日本の国民性に根をおろし」、例え反対や改正論があるとしても、「少なくとも最低の民主主義の約束を生活にとかしこんで守る」²¹ことを指摘している。

清張の法律や司法制度に対する強い関心には、父親の峯太郎から受けた影響も考える必要がある²²。「私の中の日本人——松本峯太郎・タニ」や「半生の記」においては、「父は何の学歴もなかったが、六法全書を勉強していて代書人になれるくらいの独学的知識はもっていたようである。あるいは債権のことで裁判所や公正役場に出入りするうちに関係の法規を勉強したのかもしれない」（「私の中の日本人——松本峯太郎・タニ」）、「その辺を想像すると、どうやら、峯太郎は法律を勉強して弁護士の書生になり、ゆくゆくは弁護士の資格試験でも受けるつもりだったらしい。このことは、私がかかなり大きくなって

¹⁹ 前掲、松本清張「“黒い霧”は晴れたか」、136頁。

²⁰ 松本清張「裁判にゆらぐ人権」『松本清張社会評論集』、株式会社講談社、1979年10月、149～168頁。

²¹ 松本清張「世事と憲法」憲法公布二十五周年記念京都府民の集いでの講演『松本清張社会評論集』株式会社講談社、1979年10月、86～99頁。

²² 峯太郎の法律の教養についての記述は、拙稿「法廷への文学的アプローチ——松本清張の法廷ミステリーを中心に——」（『跨境・日本語文学研究』（12）、高麗大学校 GLOBAL 日本研究院、2021年6月、81～97頁）でまとめられた。

までも父が法律のことをよく口にしていたのでも分かる」（「半生の記」）、その時の峯太郎は「法律の知識が少しあるので裁判所によく出入りをした。示談屋みたいなことをやっていたのではなからうか。とにかく、朝早く母の手伝いで餅を搗くと、ぞろりとした絹物に着更え、柂目の下駄をはき、裁判所に出かけた」（「半生の記」）などの父親と法律の関係を語る記述は散見できる。

山陰の山間に生まれ「何の学歴もなかった」峯太郎が、「法律を勉強して弁護士の書生になり、ゆくゆくは弁護士の資格試験でも受けるつもり」という希望を持ち得ること自体が、「法律」や「裁判」の国民的な広がりを持つ社会化なしにはあり得ないし、「法律」や「裁判」制度の社会的現実において、ほぼ必然的に、そうした希望が潰れてもなお、実際に糊口をしのぐ手段としては「母の手伝いで餅を搗く」くらいのことしかしていない父親が「ぞろりとした絹物に着更え、柂目の下駄をはき、裁判所に出かけ」、「独学で身につけた知識」としての「法」や「政治知識」を自慢する姿は、どれほど滑稽であったとしても、近代における「法律」や「裁判」の社会的な価値をもの語っていると言えるだろう。清張にとって「法律」や「裁判」が、そうした父親の姿や記憶と結びつくものだとすれば、それは時流的な素材というにとどまらず、一人の人間の生き方と不可分に結びつく次元で意識されていたはずであり、そこに作家の関心の所在もあったと考えられる。さらに、1929年3月、印刷所の仲間がプロレタリア文学雑誌を購読していたことで、清張も「アカの容疑」をうけ、小倉刑務所に留置されるが、そのとき、父親のような法律知識を有する一個人が文学思想を規制し、裁く権力機関の前で、反抗しようとしなかったことは皮肉である。青年時代の警察署での留置事件は清張を処罰される側、裁かれる側に立たされたのである。清張の法廷ミステリーにおいては、有能な裁判官や弁護士の弁論場面はほとんどなく、被告人の証言、心理が強調されている。つまり、物語の視点は常に裁く側や弁護する側ではなく、裁かれる側に置かれるのである。青年時代の留置事件という経験が清張の「法廷ミステリー」における裁かれる側に物語の視点が置かれていることの一つの大きな要因ではなからうか。

こうした法や裁判事件に対する清張の問題意識には、父親の松本峯太郎が法律用語を好んで口にしていたという幼少期の体験のほか、また、青年期にジャーナリスト志望であったことなど作家になる以前の種々の要素も絡んでいると考えられる。現実の裁判事件に対する時の作家清張の作品の特色は、事件の発生から判決までの過程に関わる様々な事象を多方面から追及する点にある。

五、清張の法廷ミステリーの多様性

報告者が作成した「付録二、法や裁判などに関わる要素が登場する作品一覧表」に基づき、清張の法律と法廷が焦点になる作品群を四つに分類した。なお、この一覧表は現段階までの確認作業に基づいて作成したものであり、今後補足や更新する予定がある。

一、法律の条文や法思想を素材とする「一年半待て」（『週刊朝日別冊』、1957年4月）、「カルネアデスの舟板」（『文学界』、1957年8月）など。

二、現実の事件を中核にした「日光中宮祠事件」（『週刊朝日別冊』、1958年4月）、「上申書」（『文藝春秋』、1959年2月）、「小説帝銀事件」（『文藝春秋』、1959年5月～7月）、「日本の黒い霧」（『文藝春秋』、1960年1月～12月）、「北の詩人」（『中央公論』、1962年1月～1963年3月）、「昭和史発掘」（『週刊文春』、1964年7月～1971年4月）、「晩景」（『別冊文藝春秋』、1964年9月）、「二人の真犯人」（『週刊読売』、1967年12月～1968年2月）、「証言の森」（『オール讀物』、1969年8月）、「砂の審廷——小説東京裁判」（『別冊文藝春

秋』、1970年12月～1971年9月)、「疑惑」(『オール讀物』、1982年2月)など。

三、裁判事件をめぐる偽証、自白、冤罪の構造などの問題を扱う「証言」(『週刊朝日』、1958年12月)、「霧の旗」(『婦人公論』、1959年7月～1960年3月)、「脊梁」(『別冊文藝春秋』、1963年12月)、「奇妙な被告」(『オール讀物』、1970年10月)、「渡された場面」(『週刊新潮』、1976年1月～7月)など。

四、上記以外、弁護士や検事が登場する「眼の壁」(『週刊読売』、1957年4月～12月)、「ある小官僚の抹殺」(『別冊文藝春秋』、1958年2月)、「波の塔」(『女性自身』、1959年5月～1960年6月)、「草の陰刻」(『読売新聞』、1964年5月～1965年5月)、「種族同盟」(『オール讀物』、1967年3月)、「網」(『日本経済新聞』、1975年3月～1976年3月)など。また、法律の原書が記述される「ゼロの焦点」(『太陽』(1958年1・2月、雑誌の廃刊で中断。原題名「虚線」、その後『宝石』、1958年3月～1960年1月)もここに収める。

作品によっては、複数の分類基準に合致し、分類に違うこともあるが、一応、上記の方法で網羅的に捉えることにする。これらの作品は創作時期から見ると、1950年代後期から1980年代にかけて長期間にわたって見られるが、特に1960年代に集中していることがわかる。これは米軍占領期に起きた「下山事件」、「帝銀事件」、「松川事件」の審理が大いに注目された時期とも重なる。扱う事件は戦前から戦後までの難事件、謎の事件が多い。掲載メディアは総合誌、大衆小説誌、純文学誌、中間小説誌、女性誌にまたがり、作品の形式も、純然たるフィクション、ノンフィクション的小説、犯罪実話のスタイルなど多様である。また、「上申書」、「二人の真犯人」、「証言の森」という三作は「巢鴨若妻殺し事件」を、「小説帝銀事件」、「日本の黒い霧」の二作は「帝銀事件」を取り上げている。こうしたジャンルの異なる作品で同じ素材が描かれたことは清張のジャンル意識を明示していると考えられる。

以下、清張の法廷ミステリーの特徴を考察する際、清張自身の発言に注目して論述する。周知のように、作家の広津和郎は「松川事件」の審理に携わり、被告人の無罪という判決結果に大きな役割を果たした。当時、清張も「松川事件」に関心を示し、その判決をめぐって、広津及び北条と対談を行い、「松川事件」を描く方法について語っている²³。

松本：「もっとも、こういう考え方は広津先生の実証的方法と違ってきますが……。」

広津：「僕としては、第一審、第二審の判決が想像と推認でできていることを論駁しているのです。こっちの言うことは推認は入れたくないと言う立場でやっているものですから。僕の立場と別に、事件の真の性格についてあなたが書いてくれるのは非常にいいですね。」

松本：「先生は判決や裁判というものに区切られたなかでの発言でしょう。僕のはその裏側というか、周辺の考察です。」

清張は広津和郎の裁判を描く方法を「実証的方法」と称し、しかも自らの作品「推理・松川事件」でこの方法を「松川事件における広津和郎氏の観点は、被告たちの無罪を立証するために重点を置かれた。従って、その資料は殆ど裁判記録のみに限られているようである。被告の無罪を証明するために、その資料を法廷記録に限定し、その中から矛盾や不合理を抽出して真実の帰納を試みたことでこれは正しい方法である。そのために、広津氏は意識して法廷記録に出ないものや、単なる噂にすぎないものは排除している」²⁴と詳し

²³ 松本清張・広津和郎・北条秀司「松川裁判を見つめて」『文学と社会 松本清張対談集』新日本出版社、1977年6月、45頁。

²⁴ 松本清張「推理・松川事件」「日本の黒い霧」『松本清張全集』(30)文藝春秋、1972年11月、313頁。

く説明している。つまり、清張は広津が被告の無罪の証明を目指している以上、使用する資料は裁判記録に限定し、「作家」の「文学的推理ないしは想像を一切排除して、科学的な分析にのみ終始」²⁵しなければならないと考えている。これに対して、「推理・松川事件」では、その題名が示すように、清張はむしろ「作家」の特権を最大限に利用し、「法廷記録に出ないものや、単なる噂にすぎないもの」を生かし、事件の真相ではなく、事件を誘導する「政治的、社会情勢」から出発し、「推理」の方法で「周辺の考察」を行なったと考えられる。むしろ、清張は裁判事件を取材する際、膨大な資料を活用し、緻密な調査を行うが、広津のように裁判としての真相の解明や冤罪の証明自体を目的としたわけではない。この対談は、あくまで松川事件に関わる発言であるが、広津が排除した「想像と推認」を排除しない「周辺の考察」という方法は、「推理・松川事件」の通りではないにせよ、清張の多様な法廷ミステリーに通有する基本的な性格となっている。

なお、拙稿「法廷への文学的アプローチ——松本清張の法廷ミステリーを中心に——」（『跨境・日本語文学研究』(12)、高麗大学校 GLOBAL 日本研究院、2021年6月、81～97頁）では、作品に描かれた法廷の言語空間、裁判支援運動の両義性、事件の当事者性及び日常性に着目し、清張の「周辺の考察」という創作方法の有効性を考察した。また、実際の事件に取材した小説への考察を通しては、清張の事後的言説を重視する傾向を読み取ることができる²⁶。以下、清張の法廷ミステリーの新しい読み方の可能性を提示する。

(1) 擬似体験としての法廷ミステリー

「霧の旗」は1959年7月から1960年3月にかけて『婦人公論』に連載された冤罪事件を描く中篇小説である²⁷。本作は公判記録、検事の起訴状、実況検分書、鑑定書、解剖報告書、捜査報告書、検証調書、聴取書、供述調書、各証人供述調書、判決文、弁護士弁論要旨などの裁判関係書類によって構成されている。なお、このように作中に新聞記事や裁判書類を引用するスタイルは、清張の常とう手段の一つである。

この連載期間中、多くの冤罪事件がマスコミによって報道され、「国民的な裁判批判の運動」も行われた。誌上で「霧の旗」を読む読者は、冤罪事件の報道と小説を平行して、あるいは前後して読むことになる。現実の事件では、事件の進展そのものは、新聞をはじめとするメディアで知ることができるが、進行中の事件の記録や裁判関係の書類などは、一般的な読者にとって入手閲覧するのは難しい。「霧の旗」の読者は、現実の冤罪事件では入手閲覧が難しい事件の記録や書類を直に読み推断する体験が可能になる。もちろん小説という虚構を通じてであるが、裁判や法廷での検事や弁護士や裁判官の行為を疑似体験できるのである。その読書体験からは、現実の事件を小説での疑似体験を通して眺めることのできる可能性が生じる。それとともに、すでにメディアを通じて現実の冤罪事件報道に接してきた読者は、そうした現実体験との偏差から、小説を相対化するという楽しみを得るかも知れない。いずれにしても、小説とメディア報道が相補的に働くような読みの体験がそこには存在したと想定することが可能である。そうした相補的な関係は、小説の

²⁵ 松本清張「松川裁判と広津和郎」『松本清張社会評論集』講談社、1979年9月、172頁。

²⁶ 具体的な考察は、拙稿「松本清張「疑惑」論——「事件」の「小説」化を中心に——」（『近代文学論集』46、2020年3月、91～103頁）、「松本清張「証言の森」論——法廷ミステリーにおける「事実」の変遷と戦争の記憶——」（『近代文学論集』47、2021年3月、93～105頁）をご参照ください。

²⁷ 女性登場人物の造形及び事件の語り方は拙稿「松本清張「霧の旗」における女性像」（『九大日文』(34)、九州大学日本語学会、2019年10月、51～63頁）、「松本清張「霧の旗」における事件の語り方——フィクションとノンフィクションの間に——」（『九大日文』(35)、九州大学日本語学会、2020年3月、32～42頁）をご参照ください。

側ではメディア報道によるリアリティの供給というかたちで働くだろう。

文学とメディア報道との相補的な関係は、常に上に述べたような平和的共存のかたちになるとは限らない。場合によっては、文学とメディア報道が対立し、相対化しあうような関係にもなる。そうした事例の一つとして、「霧の旗」連載前後、現実の冤罪事件に作家が関心を持ち、検察側の問題や裁判が抱える問題を訴えた例を一つ紹介しておこう。

「霧の旗」連載前後にメディアでも報道されていた冤罪事件の一つに、「徳島ラジオ商殺し」事件がある。事件を取材した瀬戸内晴美（後の寂聴）は、「恐怖の判決」（『婦人公論』、1960年2月）を書く。その主張はタイトルからも知られるように、公正な裁判と真相の究明を訴えるものである。そこには瀬戸内の故郷の事件で、被告人の富士茂子と高校が同じという執筆背景があった。瀬戸内は新聞報道に疑問を持ち現地調査まで行ったと述べている。その疑問とは、報道機関の被告人を最初から犯人と決めつけ、「笑みと涙の交錯、狂気じみ」、「泣き笑い七変化、表情さながら七面鳥」といったかたよった印象を与えるような報道の姿勢にあった。「茂子の判決が決定しない前に、茂子有罪説にかたむいていく」世論にも違和感を示しているのである。被告人に有利な証言は一切採用せず、確実な物的証拠もないまま、茂子の有罪判決を求めた検察を批判している。さらに、被告人だけではなく、事件に巻き込まれた証人に関して「戦争だけが青年から青春を奪うものではないのだ」と述べ、「裁判にまきこまれること」への恐怖を読者に喚起している。瀬戸内は、後年になって「検察側の態度、いかえれば権力の態度は、決して国民の味方ではなく敵だ」、「こんな前近代的な考えを持つ男もあるのは仕方がないが、そういう考え方の人間が国家権力の名で私たちを裁くのは許せないと考えた」と検察を批判し、女性被告人をめぐる「女性蔑視」や「女性差別」の現状も批判している。

瀬戸内「恐怖の判決」の場合、相補的という語は、字義通りのニュアンスではないが、読者の体験としては、文学とメディア報道相互の差異や偏差を通じて、それぞれのテキストを読むという点では、やはり相補的なのである。そうした相補的な読みの体験は、現実の事件報道と文学作品との間の一対一の関係を超えて交差しあうようになる。

「恐怖の判決」が掲載された次の号、つまり「霧の旗」連載の最終回、1960年3月の『婦人公論』の読者投稿欄「婦人のひろば」には、「霧の旗」と「恐怖の判決」と」という投稿が載せられた。「入田朋子」という名前の投稿者は、小説「霧の旗」と報道文「恐怖の判決」を比較しながら、次のように述べている。

松本清張氏の「霧の旗」を毎号興味深く読んでいます。（中略）大塚弁護士の人間性などをも読み取りつついろいろと考えさせられるのですが、瀬戸内晴美さんの取材された「恐怖の判決」を読み「霧の旗」を地で行く恐ろしさに慄然としました。

（中略）

「霧の旗」の柳田正夫は殺人罪のままに死にました。今後どのように物語が発展して彼の無罪が立証され、罪を解かれようとも、生前においてすでに失われた一個の生命というものを蘇らせることは不可能ですよ。これでは国家が殺人を犯したことになりはしないでしょうか。（中略）「霧の旗」で頼子（引用者注、登場人物の一人、河野径子の初出時の名前）は犯行現場に行き合わせたことを「私が不運だったんですよ」と言い、徳島の阿部青年（引用者注、「徳島ラジオ商殺し」事件の証人の一人）のお母さんは「今度のことは全く災難じゃと思うとります」と言っていますが、（中略）また私たち各人も、いつこのような事件の渦中に置かれるかもしれないということをお自分の問題として受け留めるべきです。

「霧の旗」を毎号読んでいたこの読者は、「霧の旗」における柳田桐子の大家弁護士に対する悪質な復讐や畏にかけられた大家弁護士の理不尽な状況には全く言及せず、無実の罪で死刑に処せられた桐子の兄正夫を現実の「徳島ラジオ商殺し」事件という冤罪事件で犯人とされた富士茂子に結びつけ、さらに自分自身の日常に結びつけて小説を受容している。小説と現実の事件と読者自身の生身の現実とを同じ次元で捉える読書体験のありようは、相補的な読みの体験の交差が何をもちたらずかを極めて具体的にもの語っている。それは投稿者の入田朋子に限った体験ではなく、むしろ一般的な体験であるだろう。

瀬戸内の発言にも「国民の味方」や「私たちを裁く」などがあり、特定の個人ではなく、共同体的主体の名で語られており、それも相補的な読みの体験の交差を助長する。清張は、「霧の旗」の連載予告「作者のことば」で、「今は、個人生活だけを社会環境から切りとっては考えられない。われわれの生活は、たえず社会組織の波にゆられ、流され、不安定なものになっている」²⁸と述べていた。こうした発言にも、「社会組織の波にゆられ、流され、不安定なものになっている」「われわれの生活」を小説として表現し、その小説を通じて「われわれの生活」を再認識するという相補的な交差を清張が意識していたことが推測される。清張はこうした文学的実践を通して、現実の裁判事件を再構築するのである。

冤罪を扱った瀬戸内の告発文と清張の小説は、スタイルは違うが、ともに冤罪事件を特定の個人の事件や問題という水準ではなく、「国民」の「私たち」の事件であり問題であるという水準で表現しようとしている。そうした志向は、冤罪事件を扱うテキストが、相補的な読みの体験の交差として読まれることと不可分である。

(2) 真実究明を拒否する法廷ミステリー

「ただ、たった一つの違算は、一年半待たした相手が逃げたということです」と、いい終わると、頭を下げて部屋を出て行った。（「一年半待て」『松本清張全集』（36）文藝春秋、1985年8月、433頁）

大家欽三は煉獄に身を置いた。河野径子が閉じ込められている牢獄よりも苛酷であった。

東京から桐子の消息が絶えた。（「霧の旗」『松本清張全集』（19）文藝春秋、1985年8月、164頁）

正常な神経を失った秋谷茂一がそこに立っていて、太い鉄パイプを片手に握っていることをこの国選弁護人はもちろん知らなかった。

〔この観点より、検察官主張の公訴事実を認定することはとうていできないという結論に到達したのである。即ち検察官は……〕（「疑惑」『松本清張全集』（66）文藝春秋、1996年3月、429頁）

——池上と山村とが乗った輸送船は、翌日の夕刻、敵の潜水艦のために早くも済州島付近で撃沈された。（「証言の森」『松本清張全集』（48）文藝春秋、1974年5月、461頁）

植木寅夫が交通事故にでも遭って死ねば、「天の摂理」とか「勸善懲悪」の結末になるのだが——実際はそうはゆかないようである。（「奇妙な被告」『松本清張全集』（56）文藝春秋、1984年1月、189頁）

上の引用は清張の一部分の法廷ミステリーの結末である。「一年半待て」において裁判

²⁸ 『婦人公論』中央公論新社、1959年6月、305頁。

で無実と判決された須村さと子の恋人・岡島が須村さと子のある言葉から、実はさと子が犯人であることを推理し、その結論を評論家の高森たき子だけに語る。すなわち、本作では「一事不再理」という裁判審理の手続きの存在によって犯罪事件の真相が明らかになったとしても再審されることはなく、事件の真相は実証されることなく、真実は社会に公開されないままに閉じられてしまうのである。「霧の旗」では、大塚弁護士が主人公桐子の兄の弁護を一旦は断ったが、その結果、兄は死刑判決を受け、控訴中に獄中死する。桐子からその経緯を耳まで伝えられた大塚は、桐子の兄の裁判記録を丁寧に読み込むことでその冤罪事件である証拠をつかむが、自分の愛人にかけられた殺人容疑について、桐子に仕掛けられた罠に陥り、事件を語る身分を失ってしまう。桐子は大塚弁護士への復讐を遂げ、私欲を叶えたが、一方、彼女が行方不明になることによって無実な人間が犠牲者となり、真相が語られることも不可能となった。「疑惑」においては、佐原国選弁護人は事件現場を復元し、鬼塚の無罪を証明する証拠を見つける。しかし、真相が暴かれることで自らの地位が失われることを危惧する秋谷記者が佐原を殺そうとする場面で小説は締めくくられ、ここでも、真相は明らかになることなく終わる。「証言の森」では、池上が事件審理の不合理な点を発見し、真犯人は他にいと推定するが、戦時中という特殊な時代の下、推理の担い手と証人は共に戦場に派遣され、死を迎えることで、真相は再び闇の中に葬られてしまう。「奇妙な被告」では、原島は事件の関係書類と捜査記録を丁寧に読み、被告人植木の無罪を証明し、従来の国選弁護人の弊風を一掃し、いかにも責任がある弁護士であるように描かれる。しかし、被告人に無罪判決が下された一年後、原島弁護士は被告人が「無罪判決の事例研究」に記録された英国の裁判事件を真似し、自白についての法の不備を悪用したことに気づいた。これら作品の結末には共通する構造が見られる。即ち、真相を語る事が可能な人物の死や行方不明によって、真相への追求が阻止され、テキストに描かれた裁判事件における真相の語りは「推理」の次元に止まってしまうということである。

また、『点と線』、『眼の壁』、『ある小官僚の抹殺』などの作品においても類似するプロットや結末が繰り返し描かれている。しかし、これらの作品では、描かれた事件に権力批判のまなざしが投影され、下級官僚及び関係者の自殺や偽装自殺によって、事件の調査は終了せざるを得なくなり、結局、権力の頂点にいる真犯人は責任を逃れることになる。それゆえ、松本清張文学は「社会派推理小説」ブームを起こしながらも、社会の悪を本質的に描き出していないという否定的な評価も下されるのである。これに対して、法廷ミステリーも一見すると同じような限界性を示しているが、真実/真相が語られない背後に、権力批判という問題意識に限定されない様々な遠因/欲望がかえって浮上してくることになる。

現実の裁判事件は判決が下され、一応解決され決着がつけられるが、これはあくまで行政司法上の決着であり、現実の事件の含む様々な問題点の全てがそこで解決されるわけではない。清張の作品世界はこうした現実の事件における解決されざる側面を取り上げるものである。その意味で、松本清張の法や裁判事件を描く作品は真相を追求することによって様々な原因が遡及的に喚起されることになり、一つの裁判事件の真相を超えて、忘却された背後の様々な事象にまでに射程が広がり、事件は改めて再構築されることになるのである。これら終わりから始まりへと遡る物語はむしろ一つの真相を超えた現実社会の実相を浮き彫りにする装置であるとも言えるだろう。

(3) 社会派推理小説との違い

ここで、新たに「法廷ミステリー」と位置づけ直す理由は「法廷ミステリー」という枠組みのフィクション作品には社会派推理小説とは異なるところに力点が置かれているからである。荒正人「文学と社会——探偵小説の新傾向から見る」(『読売新聞』、1960年6月7日夕刊)が提起した「犯人の動機に社会性をもたせること」が「社会派推理小説」と呼ばれる理由であり、その後、清張文学は、この用語の枠組み内で論じられることが一般的となった。「社会派推理小説」という概念もまた社会的に共有されるようになったのである。こうして松本清張は「社会派推理小説」の書き手として位置づけられるようになったが、作品が売れる前の文筆生活については、次のような発言がある²⁹。

ぼくの場合は、専心して文学をやるつもりはなかったし、本気に小説を書くつもりはなかったのですから、何を書いていいかわからなかった。極端なことをいうと文体さえどういふものかいいかわからなかった。従って芥川賞をもらったときも、その直後は困った。何を書いたらいいかということも、自分の文章も分らない。

(中略)

あのときに一言半句でも、文芸時評か何かで取り上げてくださったら、ぼくは馬車馬みたいにあの道を走ったと思う。(中略)しかし、推理小説が受けるとも思わなかった。「点と線」を書くときには、雑誌も「旅」でしたからね。ただ、ぼくは推理小説が好きだったし、あのころの日本もの推理小説に不満を持っていたので書いてみた。それが連載中も何も反響がなく、単行本になってから売れたということから次々こういうことになっちゃったんですけれど、「風雪断碑」のころに、批評家に二、三行でも触れてもらいたかった。何を書いても全部黙殺されました。

上の引用では、清張は文芸評論家に注目されなかった初期の現状と不遇感について述べている。『点と線』の単行本が売れる前は小説の題材や文体を模索していた段階であり、確かな方向性は持っていなかった。「社会派推理小説」の書き手と位置付けられたのは自らの意識によるものではなく、この分野の作品を数多く執筆したのも出版社側及び読者の要請という外因の比重が実は大きかったからであると告白している。「付録二」に基づき、こうした「社会派推理小説」という呼称に強いられて執筆する以前、清張は法律書に記載された「一事不再理」からヒントを得て、作品「一年半待て」をすでに完成させたことがわかる。すなわち、大衆に「社会派」と呼ばれる以前から、清張は法律に関わる分野に強い関心を示し、意識的にそれを創作の素材として活用していたと考えられる。また、「一年半待て」では事件の当事者の心理を描いただけでなく、事件の判決を左右する評論者の「公的な」発言やマスコミの報道、世論の喧伝ぶりも焦点化されている。この意味で、これら法や裁判事件を描いた作品は、それに付随する「社会的な」要素が自然に取り入れられており、松本清張文学初期の時代小説や歴史物から「社会派推理小説」ないし現代物へと遷移する重要な契機であったとも言えるだろう。

「社会派推理小説」においては事件の発生から過去に遡るといふ倒叙体が多く用いられ、探偵や警察などの専門家ではない一般人が推理の担い手として、事件に至る動機や経緯を解明するのが基本的なパターンである。こうした真相を追求する過程において、事件発生の当時から事件解決の現在までの時代状況、事件を報道するマスコミのあり方や大衆の反応が可視化されるようになる。これは尹芷汐が提起した〈事件の物語〉(『社会派ミステリー・ブーム 日中大衆化社会と〈事件の物語〉』花鳥社、2023年2月)と

²⁹ 平野謙・松本清張「私小説と本格小説」『群像』17(6)、1962年6月。

いう視点とも重なっている。「社会派推理小説」と比較すると、清張の法や裁判事件やその報道を描く小説の特徴は三つ挙げられる。

一、社会派推理小説の要素の他に、事件発生後の審理過程、関係者の心理、被告人と証人の証言などの司法に関係する要素も焦点化されている。すなわち法廷空間と社会空間とを同時に備えているのである。その結果、裁判官や弁護士などの司法関係者の言葉から、被告人の告白、証人の証言、事件の審理を誘導するマスコミの報道、世論、さらに事件を評価する語り手の叙述まで、様々な言説がそこには入り混じることになる。

二、社会派推理小説では事件に至る前の時間帯、すなわち過去が強調されるのに対して、法や裁判を描く小説においては事件の予想外の真相及び事件発生してから判決までの現在及び判決後の将来の時間帯が描写の中心となっている。

三、「犯人の動機に社会性をもたせる」以上、社会派推理小説には「動機」が必ず存在するが、法や裁判を描く小説では、「動機」が後景化され、「動機の不在」及び「真相解明の不可能」が設定される。そのため、事件の解決に当たっては別の要因が要請される。

六、まとめと今後の課題

従来の「真実を突き止め、不正や冤罪をなくすことを裁判の究極目的とする理念」（前掲、桑原）を唱える裁判物と違い、清張の法廷ミステリーは罪や犯罪を裁くことへの焦点化や「勸善懲悪」的な教化の意味合いもなく、また、機智に富んだ裁判官を主題にした作品もなく、被告人に翻弄される弁護士がしばしば登場する。物語の視点は往々にして罪を犯す被告人の心理に偏り、事件の解決や真相の解明はむしろ回避される。真相解明の不可能性という地平から当事者や関係者の営みを改めて考えるとき、当事者の人生像や判決結果が出されるに到る様々な要素が前景化されてくることは清張自身の営為であると考えられる。これらは清張の青年時代の体験とも関係があり、作家清張にとって、法廷は権力と対峙する場となるのである。

前述のように、清張の法廷ミステリー作品は1960年代に集中している。一方、1960年代においては、高木彬光の『破戒裁判』や大岡昇平の『事件』などの法廷ミステリーも出現した。法律を描く文学の魅力について、同時代の三島由紀夫は「刑務所の鉄格子がわれわれの脳裏で、罪と罰の観念を却ってなまなましく代表しているように、この無味乾燥な手続きの進行が、却って、人間性の本源的な「悪」の匂いを、とりすました辞句の裏から、強烈に放っているように思われた。これも刑訴の魅力の一つであって、「悪」というようなドロドロした、原始的な不定形な不気味なものと、訴訟法の整然たる冷たい論理構成との、あまりに際立ったコントラストが、私を魅了してやまなかった」³⁰と指摘している。すなわち、法律を描く文学には、訴訟法の冷厳な論理構成と人間の「悪」の不条理な、非論理的な構成との対照関係が包摂されているのである。

また、林姿瑩は「1950年代も推理小説がブームになった時代である。翻訳推理小説の叢書が盛んに出版され、戦前の怪奇で異常な状況を好んで描いた探偵小説が見られる一方、松本清張「点と線」(『旅』1957.2~58.1)を代表として社会派推理小説という新しいジャンルも現れるようになった。「春の夜の出来事」を例にすれば、戦争や戦後の混乱といった社会背景が生かされる点や、トリックや事件の解決より人間描写・裁判経緯が重視される点では、大岡の推理・裁判小説は社会派推理小説の先駆けと言えるかもしれない」

³⁰ 三島由紀夫「法律と文学」『私の遍歴時代』講談社、1964年4月、168頁。

³¹と指摘している。大岡昇平の創作が社会派推理小説の先駆けかどうかについては詳細に考察する必要があるが、社会派推理小説及び法廷ミステリーのジャンルの枠組みから二人の作家を比較する可能性はあるのではないだろうか。無論、裁判制度の実施や改革に伴い、文学で裁判を描く意味も変動する。今後は、1960年代の法廷ミステリージャンルの創作や文学と裁判をめぐる言説を視野に入れて、この課題を考察し続けたい。

³¹ 林姿瑩「大岡昇平の短編推理裁判小説の方法：典拠Elizabeth Villiers' Riddles of Crime との比較考察」『待兼山論業. 文学篇』(53)、2019年12月、21～39頁。

付録一「松本清張の裁判事件に関する評論、対談、記事一覧表」

タイトル	掲載誌	掲載時期
松川事件判決の瞬間	『週刊公論』	1961年8月21日
“黒い霧”は晴れたか/松川判決を傍聴して	『週刊読書人』	1961年8月
松川裁判を見つめて(対談、松本清張・広津和郎・北条秀司)	『婦人公論』	1961年9月
判決をめぐる/国民と裁判	『世界190』	1961年10月
事件と政治的ふんい気	『読売新聞』	1963年9月9、10日夕刊
黒い霧をこう推理する/松川事件の問題点	『毎日新聞』	1963年9月13日夕刊
重苦しい空気は白鳥事件判決	『朝日新聞』	1963年10月17日夕刊
判決の不合理的後も追求/再審による公正な裁判要求	『アカハタ』	1963年10月
現職検事のお粗末な雑文/安部治夫氏に与う	『週刊読売』	1963年11月
検事の意識/作家の手帖	『現実と文学』	1963年12月
裁判にゆらぐ人権	『潮』	1964年1月
白鳥事件裁判の謎	『中央公論』	1964年1月
下山事件追跡の手を止めるな	『週刊朝日』	1964年7月
文化人グループ下山事件を捜査/松本清張・南原繁ら	『読売新聞』	1964年7月17日朝刊
下山事件研究会が発足	『朝日新聞』	1964年7月18日朝刊
松川裁判と広津和郎	『朝日新聞』	1965年8月13日夕刊
広津氏と松川裁判/広津和郎氏追悼	『文芸』7(8)	1968年11月
松川裁判の愉しみ/広津和郎特集	『群像』23(12)	1968年12月
下山事件「自殺論」について	『赤旗』	1969年7月
なぜいま裁判が問題になるか(対談、松本清張・正木ひろし)	『婦人公論』	1970年4月
司法権の独立と政治「平賀書簡」訴追委決定をめぐる	『朝日新聞』	1970年10月28日夕刊
“ゆらぐ”司法はなぜ恐いか(対談、松本清張・潮見俊隆)	『潮』	1971年6月
「世事と憲法」憲法公布二十五周年記念京都府民の集いでの講演	『私のものの見方考え方』株式会社学陽書房、1998年6月所収	1971年11月24日
改悪の道は悲惨へ続く「生かそう憲法二十五周年のつどい」の講演	『赤旗』(5月8日掲載)	1972年5月3日
カンか科学か 機密文書「下山事件捜査報告」を読んで	『文藝春秋』	1973年8月
現代新聞論 いま何を報道すべきか(対談、松本清張・桑原武夫)	『潮』	1975年8月
下山事件に新しいナゾ/吉田茂発言殺人は一朝鮮人を推理する	『週刊文春』	1978年5月

今後、更新する予定がある。

付録二、法や裁判などに関わる要素が登場する作品一覧表

作品名	掲載雑誌	掲載時期	法廷に関わる要素
一年半待て	週刊朝日別冊	1957年4月	裁判手続き「一事不再理」からヒント、主人公は家庭を持つ主婦、女性評論家、建設工事男性
眼の壁	週刊読売	1957年4月～12月	弁護士登場
カルネアデスの舟板	文学界	1957年8月	「カルネアデスの板」の論理からヒント、主人公は大学教授
ある小官僚の抹殺	別冊文藝春秋	1958年2月	砂糖汚職事件、実地検分、弁護士
ゼロの焦点	「太陽」(1958年1・2月、雑誌の廃刊で中断。原題名「虚線」)「寶石」	1958年3月～1960年1月	主人公鶴原憲一の荷物に法律の原書がある「これも経済書かと思うとそうではなく法律の本だった。行刑の本だった。行刑の原書は、三四冊がことごとく古本屋の棚にあるように手垢でよごれていた。なかには赤鉛筆でアンダーラインが引いてあったりした。何を勉強するつもりだったのか、禎子には見当がつかなかった。過去に鶴原憲一は司法官か弁護士になる考えだったのかもしれない。」(『ゼロの焦点』光文社、昭和34年12月、23頁)
日光中宮祠事件	週刊朝日別冊	1958年4月	日光中宮祠事件
証言	週刊朝日	1958年12月	裁判での証言の問題
上申書	文藝春秋	1959年2月	「上申書」、裁判書類、裁判手続き
小説帝銀事件	文藝春秋	1959年5月～7月	捜査記録・検事調書・検事論告要旨・裁判記録・精神鑑定書・被告人手記・弁論要旨
波の塔	女性自身	1959年5月～1960年6月	主人公小野木喬夫検事、汚職事件、六法全書という活字本を武器に「人間業苦の集積」ともいえる犯罪を解決していくことに対して、言い知れぬ不安を感じている。個人と社会、私と公、感情と法律の相克。(『松本清張事典』歴史と文学の会編、勉誠出版、1998年6月、226頁)
霧の旗	婦人公論	1959年7月～1960年3月	殺人事件をめぐる審理、冤罪事件、弁護士料高い、主人公女性、弁護士、公判記録
日本の黒い霧	文藝春秋	1960年1月～12月	弁護士、冤罪、松川事件、下山事件、帝銀事件、白鳥事件
脊梁	別冊文藝春秋	1963年12月	長期裁判の関係者、近親証言者の心理の揺れ、予審、控訴院、大審院、戦前の裁判制度

溺れ谷	小説新潮	1964年1月～ 1965年2月	砂糖汚職事件、東京地検、検事
草の陰刻	読売新聞	1964年5月～ 1965年5月	松山地方検察庁、検事
昭和史発掘	週刊文春	1964年7月～ 1971年4月	特設軍法会議の暗黒裁判
晩景	別冊文藝春秋	1964年9月	特許権訴訟事件に取材、民事裁判小説
種族同盟	オール讀物	1967年3月	弁護士の「私」、国選弁護、イギリスの「ソートン事件」
証言の森	オール讀物	1967年8月	「巣鴨若妻殺し事件」、弁論要旨、裁判記録、太平洋戦争、戦前の刑事裁判の実態
二人の真犯人	週刊読売	1967年12月～ 1968年2月	「巣鴨若妻殺し事件」
「強き蟻」	文藝春秋	1970年1月～ 71年3月	弁護士
奇妙な被告	オール讀物	1970年10月	自白に関わる法の不備
砂の審廷— —小説東京 裁判	別冊文藝春秋	1970年12月～ 1971年9月	東京裁判
網	日本経済新聞	1975年3月～ 76年3月	政治世界、次席検事桑木二郎
渡された場 面/禁忌の 連歌1	週刊新潮	1976年1月～ 7月	冤罪
高台の家	文藝春秋	1976年5月	山根辰雄専門は法制史、ロシア語の文献を使用する
疑惑	オール讀物	1982年2月	別府3億円保険金殺人事件、弁護士、国選弁護人、週刊誌記者、冤罪、裁判記録
北の詩人	中央公論	1962年1月～ 1963年3月	林和、朝鮮民主主義人民共和国の軍事法廷